



もう1年の4分の3が経過しました。申告の準備はお早めに！

### 国保安くなった！

### 持続化給付金もらえた！

浜松市でもクラスターが出てコロナの影響が長期化しそうです。使える制度は使っていきたい。国保の減免申請や、持続化給付金申請をして、「国保が0円になった！」「100万円が振込まれて当分の支払いを心配しなくてよくなった」などの声が寄せられています。

国保減免は、世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入の3割以上などであれば、該当します(昨年の申告が赤字などの場合は対象外)。民商内でも昨年度の減額戻しも含め「25万円」「30万円」「40万円以上」安くなった方もいます。

持続化給付金は、昨年と今年と同じ月の売上げを比べ50%以上下がっていれば、対象となります(白色申告などは計算方法が違います)。

自分が対象かどうか知りたいなどでも構いません。お気軽に役員・事務局にご相談下さい。ご相談の際は売上げなどの数字が分かるものを準備していただくことより詳しく分かります。

### 65万円の青色申告特別控除の要件が変わります！

### 要件が変わります！

令和2年(令和3年3月15日)期限の所得税申告)から、青色申告特別控除の要件が変わります。改正前の65万円控除の要件しか満たさない場合には、55万円控除になります。

65万円控除を受けるためには従来の要件に加え『電子帳簿保存』又は『e-Tax』を行わなければなりません。なお青色申告10万円控除については、従来のまま改正はありません。

ただし今回の変更と同時に、基礎控除額が38万円から48万円に改正されるため、55万円控除の要件しか満たせない場合でも、税額には影響ありません。

### メリット

- 10万円控除が増え、節税につながる
- e-Tax: 税務署に行く、郵送が減る
- 電子帳簿保存: 紙保存を減らせる

### デメリット

- e-Tax: 情報漏えいの可能性
- 情報が紐付けがされてしまう(マイナンバー使用の場合)
- マイナンバーカードとカードリーダーを準備しなくてはいけない(マイナンバー使用の場合) など
- 電子帳簿保存

- 複数の条件の組み合わせで検索も出来るため、税務調査の時により短時間で、細かく、調べられてしまう
- 新しくソフトやプリンターなどを導入しないといけないこと
- あり費用がかさむ
- 訂正・修正したことも全て記録に残ってしまう



メリット・デメリットをよく考えて！  
節税は大切ですが、条件に縛られたり、税務署に情報を握られたりすることは大きなデメリット。  
目先の利益だけを見ないで、しっかり考えて判断しましょう！

### その他の税制改正

毎年のように税制が変わっていますが、今年はいまよりも多くの人に関係する事項が変わります。年末調整や確定申告の際にはご注意ください。主なものを紹介します。基礎控除改正で影響を受ける人の基本的な考え方は表の通りです。ただし収入や申告の状況や他の税金等は増税になる場合もあるので注意が必要です。

- 基礎控除10万円増(38万→48万)
- 給与所得控除10万円減(65万→55万など)

### 寡婦(夫)控除・ひとり親控除

寡婦(夫)控除はこれまで未婚では適用されず、また男女で控除額が違いました。

今回、婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子を持つ単身者について「ひとり親控除」(控除額35万円)ができました。寡婦控除も一部変更となります。詳細は下図や国税庁などで確認して下さい。

		現行				改正後				
		死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親
		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万
本人が女性	配偶関係	子		子		35	-	35	-	35
	扶養親族	有	子以外	27	27	27	-	27	-	-
		無	-	-	-	-	-	-	-	-
本人が男性	配偶関係	子		子		27	-	27	-	-
	扶養親族	有	子以外	-	-	-	-	-	-	-
		無	-	-	-	-	-	-	-	-

※合計所得金額500万円=年収678万円

給与所得者(~850万円)	実質変化なし
白色申告	控除増
青色申告10万控除	控除増
青色申告(65万→55万)	実質変化なし
青色申告(65万→65万)	控除増

## 認知症でも手帳取得は可能？

「障害者手帳」を取得することで税の軽減等様々な援助やサービスを受けることが出来ますが、あまり知られていないのが「認知症」と診断された場合、程度によっては障害者手帳の「精神障害者保健福祉手帳」が交付されることです。まずはかかりつけ医に「障害者手帳を取りたい」と相談しましょう。ただし、かかりつけ医が診断書を書くことのできる指定医でない場合、指定医や医療機関を確認する必要があります。(参照：新婦人しんぶん)



なお障害者手帳がないと確定申告等で控除は受けられないと思っている方も多いですが、介護保険の要介護認定者は障害者控除(または特別障害者控除)を受けられます。市町村等で「障害者控除対象者認定書」の発行を受けてください。浜松市での交付手数料は無料です。相談窓口は←

### 区役所・長寿保険課

### 市役所・健康福祉部高齢者福祉課

また、6ヶ月以上寝たきり状態の人も特別障害者に含まれます。

「日常的な自主計算活動を自主計算パンフレット」

P30、31等参照



## 給付金申請・確定申告の準備はお早めに

早いものでもう10月です。記帳や申告の準備は進んでいいますか？ 慌ててやっているとはいけません。余裕を持ち取り組みましょう。

持続化給付金や家賃支援給付金の申請は来年1月15日まではです。年末に資料をまとめて年明けに申請しようとしても、年始は年末調整もありまじ、コロナの状況によっては外出が出来なくなってしまう場合もありますので早めにとりかかり申請しましょう。

コロナにより支部主催の計算会も今まで通り開催出来ない可能性があります。また担当事務局が交代したため「今まで通り」ができず、例年より時間がかかることが想定されます。

計算会に参加したり、事務局と連絡を取ったりなど、今のうちから準備を進めて下さい。



## 持続化・家賃支援給付金 相談会

持続化給付金が雑所得・給与所得で申告したフリーランス・個人事業主や、今年3月までの開業者も対象になりました。また家賃支援給付金も申請受付が始まりました。

給付金が貰え「助かった」との声の一方で「自分は対象なのか?」「資料が分からない」「自分でやったが不備メールが来た」等の声も届いています。そんな声にお応えするために相談会を開催します。お気軽にご参加下さい。相談は無料です。基本的に会外の方への相談会です。困っている方がいましたら、声をかけてあげて下さい。

とき：10月13日(火)

場所：浜松民主商工会

昼の部：13時半～15時  
夜の部：19時～20時

持ち物：2019年(令和1年)確定申告書、2019年青色決算書・収支内訳書、2020年売上台帳、通帳、免許証等、筆記用具、その他必要な書類、マスク  
家賃給付金：右記以外に賃貸借契約書、直近3ヶ月の家賃の領収書等

予約：電話予約をお願いします。直前も可。

※相談会では原則、給付対象かどうかや書類の確認、申請補助シートへの記入を行い、申請代行は行いません。自分や家族でWEB申請が出来ない方はサポートセンターで行うようにご案内をします。

会外向けの相談会です。困っている業者がいたら声をかけて下さい！



## 浜松市民まつり中止

例年開催している浜松市民まつりですが、新型コロナウイルス感染の収束の目処が立っておらず、来場者や参加者・実行委員などの感染防止対策が非常に困難であることから、今年は中止することが決定しました。

来年以降に再度実行委員会を開き、開催を目指してまいりますので、その時はご協力をお願いします。

## 今後の予定

- 10/ 3(土) 無料法律相談日(要予約)※
- 2 4(土) 消費税廃止署名行動
- 11/ 7(土) 無料法律相談日(要予約)※

※法律相談は、原則として2日前の木曜日の午前中で予約の締め切りとさせていただきます。